

計画等の案の概要

名 称	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正について		
公表するもの	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正(案)		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/>	有の場合は その募集期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
	無		
担当課等名	スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-2937		
総合計画における位置付け	6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり (1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実		
審議会等の名称			
<p>1 趣旨</p> <p>外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人の寄附行為認可に関する「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準」を一部改正する。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>私立学校法に規定する役員等の基準について、私立学校法の規定にあわせる。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>○理事の人数</p> <p>「6人以上」を「5人以上」に改正</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和7年1月下旬</p>			